

山ノ内町広聴業務「みんなの一般質問」事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、開かれた町政の推進のため、町民から町及び町長への質問を公募し、提出された質問に対し、町の考え方を公表する「みんなの一般質問」に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(質問の方法)

第2条 質問は次に掲げる必要事項を記入のうえ、所定の様式により、質問するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 住所及び居住地区名
- (5) 職業・所属する学校等名（任意）
- (6) 誓約

2 質問の提出方法は、郵送、電子メールまたは持参によるものとする。

(質問の受付)

第3条 次に掲げる者からの質問を受け付けるものとする。

- (1) 質問提出日時点において、質問者が町内に住所を有する者
- (2) 小学生以上の者
- (3) 前条に規定する質問を提出した者

(質問に対する回答)

第4条 質問に対する回答は毎月1回5項目を上限として、先着受付順により順次回答する。

2 関連性のある質問、または同様の内容と思われる質問については、質問の内容を事務局においてまとめ、1項目として回答する。

3 次に掲げる質問については、回答しないものとする。

- (1) 国、他の都道府県、市町村、民間企業等に関するもので、町政に関係ないもの
- (2) 職員個人に関するもの
- (3) 営利目的のもの
- (4) 事実関係の確認が困難なもの
- (5) 所感、雑感、お礼など具体的な要望等または内容が不明確なもの
- (6) 特定個人や団体などに対する誹謗中傷、公序良俗に反するもの、個人間の争いに関するもの
- (7) 訴訟中であるもの
- (8) 質問に対する考え方等を町ホームページ等に掲載することにより広く町民に周知したもの

- (9) すでに、質問内容に類する回答を行ったことのあるもの
 - (10) 各事業の簡易な問合せや町に寄せられる情報提供・通報などで、各部署への連絡で完結するもの
 - (11) 検討中の案件や議会への説明を要するもの等、質問内容を所管する各課等において特段の事情があり、質問に回答することで、町民の誤解を招く恐れのあるもの
 - (12) 質問内容、回答内容から特定の個人等が識別されるおそれ、または、特定の法人等に不利益あたえるおそれのあるもの
 - (13) 質問者が回答を希望しない旨を申し出ているもの
 - (14) 公表が適切でないと思われる表現等の修正等を行った場合、質問の意味が通じなくなるもの
 - (15) 軽易な照会・回答（所管課への連絡で完結するもの）
- 4 回答しない質問の質問者に対し、回答しない旨を伝える等の個別連絡はしないものとする。

（公表）

第5条 提出された質問及び提出された質問に対する回答について次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 提出された質問の全文（要旨でも可）
 - (2) 質問者の性別、年齢、居住地区名及び職業・所属する学校名等
 - (3) 提出された質問への回答
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 広報やまのうちへの掲載
 - (2) 町ホームページへの掲載
- 3 公表する質問及び回答の数が広報やまのうちの掲載枠を超える相当量に及ぶ場合は、公表する質問及び回答の数を適宜調整するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年6月26日から施行する。